

## 令和7年度協議会運営状況報告

令和7年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績 . . . . .	1
全体会議所管	
① 『第4期芽室町総合保健医療福祉計画』進行管理 . . . . .	2
高齢者・介護部会所管	
② 『第9期芽室町高齢者保健福祉計画』進行管理	
③ 『第9期芽室町介護保険事業計画』進行管理 . . . . .	4
保健・医療部会所管	
④ 『第5期芽室町健康づくり計画』進行管理 . . . . .	6
地域福祉部会所管	
⑤ 『第5期芽室町地域福祉計画』進行管理 . . . . .	8
障害者部会所管	
⑥ 『第7期芽室町障がい者福祉計画』進行管理	
⑦ 『第3期芽室町障がい児福祉計画』進行管理 . . . . .	11
子育て部会所管	
⑧ 『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画』進行管理 . . . . .	13

令和7年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績

部会名		全体会議	高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障がい者	子育て
委員数		20	8	8	8	8	8
個別計画名	計画名	総合保健医療福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	健康づくり計画	地域福祉計画	障がい者福祉計画・障がい児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
	現在 次期	R5～R8年度 R9～R12年度	R6～R8年度 R9～R11年度	R6～R11年度 R12～R17年度	R5～R8年度 R9～R12年度	R6～R8年度 R9～R11年度	R7～R11年度 R12～R16年度
1	開催時期(月)	6月9日	5月20日	3月11日	3月30日	5月26日	3月18日
	内容(概要)	一部委員の委嘱、 部会活動報告	計画進行管理	計画進行管理	計画進行管理	基幹相談支援センターの 外部委託について	計画進行管理
	開催方法	全体会議	部会	部会	部会	部会	部会
2	開催時期(月)					3月31日	
	内容(概要)					計画進行管理	
	開催方法					部会	
3	開催時期(月)						
	内容(概要)						
	開催方法						
4	開催時期(月)						
	内容(概要)						
	開催方法						
5	開催時期(月)						
	内容(概要)						
	開催方法						

所管部会

全体会議にて計画を策定

計画名

第4期芽室町総合保健医療福祉計画

計画期間

令和5年度～令和8年度（4か年）

計画概要

芽室町のまちづくりの計画として最も上位に位置付けられている『第5期芽室町総合計画後期実施計画（以下：総合計画）』の将来像、基本目標、施策等との整合を図りながら、保健・医療・福祉施策の推進に関する総合的な計画。

『総合計画』の「まちづくりの基本目標」の1つである「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と関係施策の総合化により、より質の高いサービス提供を目指している。

また、本計画は計画期間の異なる保健福祉分野の5つの個別計画間の連携・施策の継続性を目指すものであることから、各分野の現状と課題を踏まえた個別計画の指針となるもの。

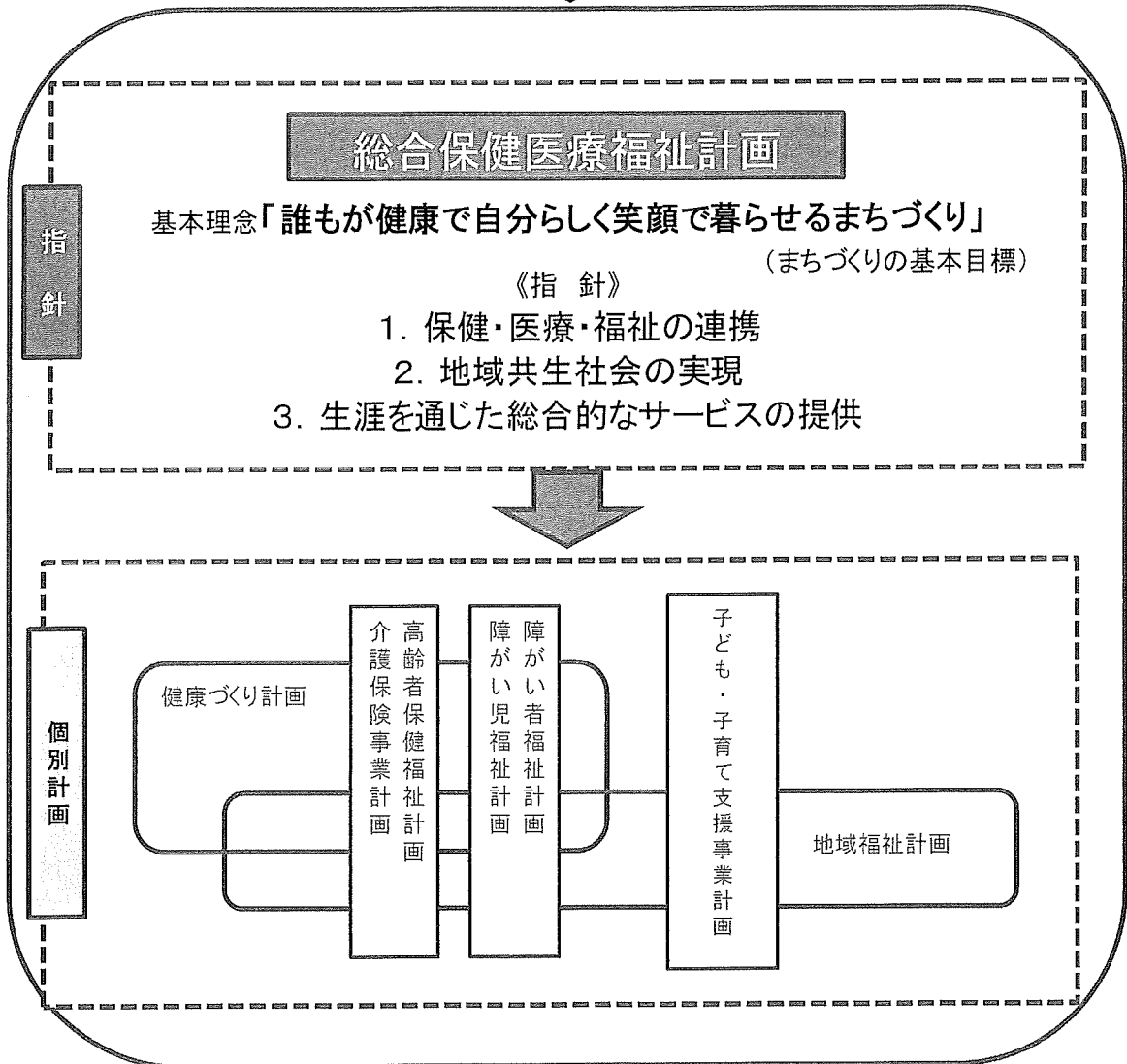
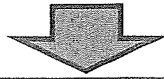
進行管理報告

本計画は、5つの個別計画の指針となる計画であり、定期的な進行管理を行わず、他個別計画との関連において、必要に応じた見直しを行う。

全体会議開催状況

第1回 令和7年6月9日（月）18:30～18:55  
委員委嘱、令和6年度協議会運営状況報告等

# 第5期芽室町総合計画



所管部会

高齢者・介護部会（家内典夫部会長）

計画名

第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

計画概要

老人福祉法第20条の8規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条の規定による「市町村介護保険事業計画」を第5期芽室町総合計画等の関連計画と整合性を保ちながら一体のものとして策定。

「高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現」を基本理念とし、芽室町総合保健医療福祉計画の個別計画として位置づけられるもの。

少子高齢化の進行を踏まえ、本町の地域包括ケアシステムを深化・推進するため、芽室町が今後取り組む高齢者の保健福祉施策の概要を明らかにし、併せて、介護保険事業の効果的な運営を計画的に実現することを目的としている。

進行管理報告

第9期計画中間年度の進行管理として

- 1 介護保険認定者からわかる傾向
- 2 3つの基本目標に関する総評
- 3 基本目標に関連性の深い各事業の評価
- 4 介護保険サービスの利用状況と第1号被保険者保険料の検証について審議を行った。

部会開催状況

第1回 令和7年5月20日（火）18:30～19:02  
第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗管理

## 第9期 芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

- 第1章 計画の基本的事項
  - 1 計画策定の趣旨
  - 2 法的位置づけ
  - 3 計画期間および見直し時期
  - 4 計画の策定体制
  - 5 その他の計画との関連
  - 6 日常生活圏域の設定
- 第2章 高齢者を取り巻く状況
  - 1 高齢者人口の現状と将来推計
    - (1) 高齢者人口
    - (2) 高齢者世帯数
    - (3) 平均寿命と平均余命
    - (4) 高齢者の人口構成の変化
  - 2 介護保険認定からわかる傾向
    - (1) 介護保険認定者の年齢構成
    - (2) 介護保険新規申請者の認定
    - (3) 介護保険新規認定者の疾患
  - 3 認知症の状況
    - (1) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数
    - (2) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数将来推計
    - (3) 認知症に関する施策の推進
  - 4 高齢者の生活実態
    - (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
    - (2) 80～84歳訪問での聞き取り調査
    - (3) 在宅介護実態調査
  - 5 第8期計画の評価
    - (1) 基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康の維持
    - (2) 基本目標2 何らかの支援が必要になっても今の住まいで暮らせる
    - (3) 基本目標3 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備
- 6 介護保険認定者数と給付実績
  - (1) 認定者数の推計
  - (2) 芽室町と全国、全道の比較
- 7 高齢者を取り巻く状況のまとめ
  - (1) 人口
  - (2) 介護保険認定からわかる傾向
  - (3) 高齢者の生活実態
  - (4) 介護保険サービスについて
- 第3章 基本目標と施策体系
  - 1 基本理念
  - 2 基本目標
  - 3 施策体系
  - 4 各事業の概要と目標
- 第4章 給付費と介護保険料の推計
  - 1 介護サービス量の見込み
  - 2 第1号被保険者の保険料
  - 3 低所得者への配慮
- 添付
  - 1 策定経過
  - 2 計画の諮問ならびに答申

所管部会

保健・医療部会〔明瀬禎純部会長〕

計画名

第5期芽室町健康づくり計画

計画期間

令和6年度～令和11年度（6か年）

計画概要

健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として策定。

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする。

対象は40歳から64歳の壮年期を中心とした住民とする。

ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていただけるよう、住民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進。

進行管理報告

- 1 芽室町の現状及び健康的な生活習慣の確立に向けた8つの分野の課題を踏まえ、評価・進行管理を行った。
- 2 健康ポイントは、働き盛り世代等の身体活動促進・健康増進を目的に、令和8年度からの開始に向けて、歩数等に応じてポイントを付与する健康アプリの導入を検討した。
- 3 ゲートキーパー研修会は、令和7年度から保健師が講師となり出前講座として実施し、こころの健康や自殺予防の理解を深める機会を提供した。
- 4 令和7年度から町内医療機関での個別の大腸がん・胃がん検診を開始し、周知を行った。

部会開催状況

第1回 令和8年3月11日（水）18:25～19:15  
第5期芽室町健康づくり計画の進捗状況

# 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、家庭・地域・職場・関係機関・行政が連携し計画を推進していきます。

## 2 政策

### 3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

#### 3-1-1 生涯を通じた健康づくり

##### 【目標達成のための8分野と主な事務事業】

町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命（健康で元気に生活する期間）の延伸を目標に計画を推進します。

芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、目標達成のために、健康的な生活習慣の確立に向けて課題を8つの分野に分けて取り組みます。

- 1 栄養・食生活 成人食生活改善事業、生活習慣改善教室開催事業
- 2 身体活動・運動 成人健康教育相談事業、生活習慣改善教室開催事業、健康づくり実践団体支援事務、健康ポイント制度運営事業
- 3 たばこ 成人健康教育相談事業
- 4 こころの健康 精神保健普及事業
- 5 歯と口腔の健康 成人歯科保健対策事業
- 6 が ん 各種がん検診事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業
- 7 糖尿病・循環器疾患 健康診査推進事業、成人健康教育相談事業、生活習慣改善教室開催事業、健康ポイント制度運営事業、特定健診事業、特定保健指導事業、国保生活習慣改善指導事業
- 8 感染症 高齢者予防接種事業、健康診査推進事業

所管部会

地域福祉部会〔若狭富美子部会長〕

計画名

第5期芽室町地域福祉計画

計画期間

令和5年度～令和8年度（4か年）

計画概要

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画。  
少子高齢化、核家族化、地域連帯意識の希薄化、虐待や孤立死問題など、今日的な社会情勢に起因する生活課題に対応し、地域共生型社会の実現に向けて策定したもの。  
他の個別計画を横断的に内包する広範な計画であり、「目指すべき地域社会の有り様、求められる住民同士の関係性」や「それらを目指すための施策や推進の方向性」について示す、比較的概念的な計画。  
「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を、基本理念としている。

進行管理報告

- 1 基本理念の達成のために3つの計画目標を掲げ、これに対する基本目標、基本施策を定め、基本施策ごとの具体的な施策を各部署が実行した。
- 2 高齢、障がい、児童等の分野を横断し、複合化・複雑化したケースや支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく孤立しているケース等に対し、重層的に支援する取り組みを開始し、相談者一人ひとりに寄り添う体制を強化した。
- 3 先進地視察により、重層的な相談支援の強化、訪問等を通じたアウトリーチ等の手法について検討を行い、次年度からの実施につなげた。

部会開催状況

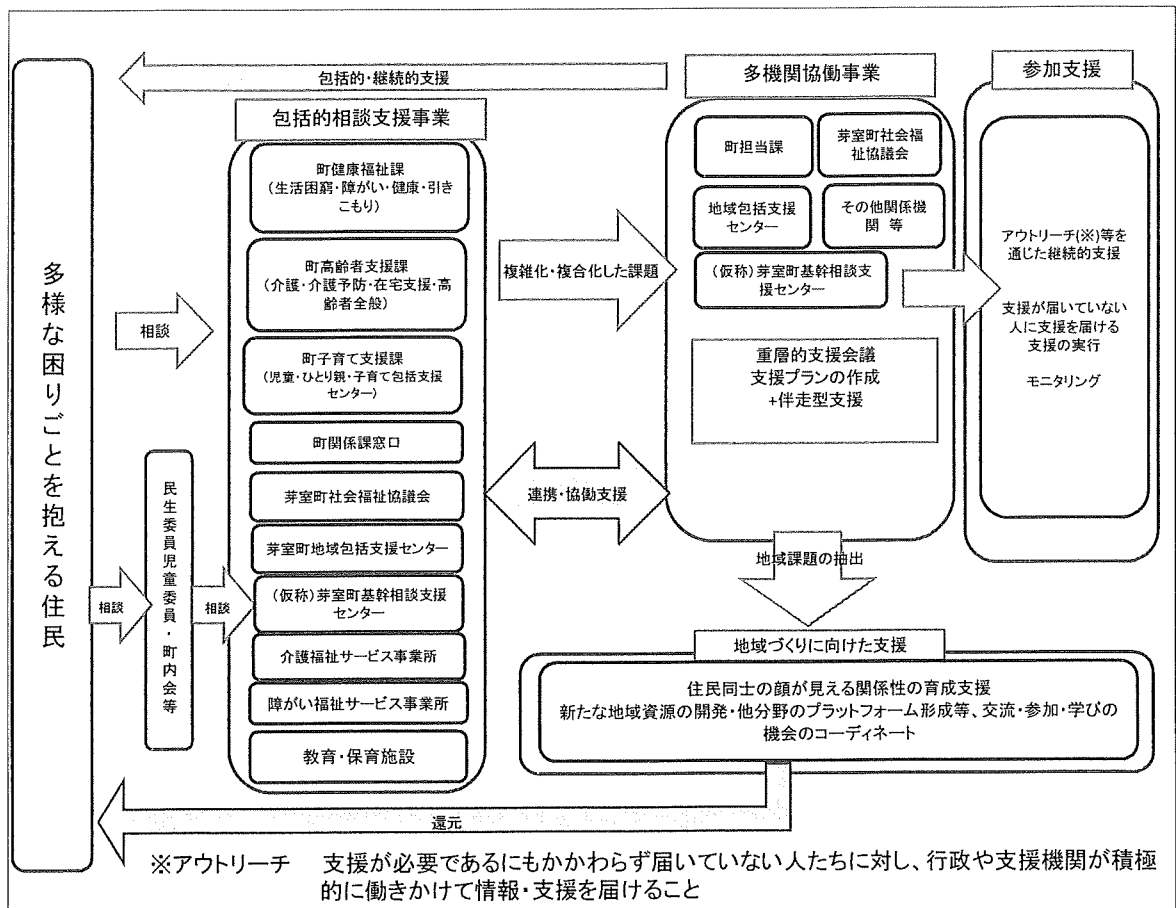
第1回 令和8年3月30日（月）18:25～18:55  
第5期芽室町地域福祉計画の進行管理

第5期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上  (2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進  ① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク ③ 生活支援コーディネーターによるネットワーク
II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実  (2) 相談支援機関の周知 (3) 相談支援機関の連携 (4) 訪問による相談の推進	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育て世代包括支援センターによる相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ⑦ 重層的支援体制構築の検討  ① 相談窓口の更なる周知 ① 相談機関同士の連携支援 ① 訪問による相談の推進
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開  (2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進  ① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
	3 権利擁護体制の整備	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 市民後見人の育成 ③ 地域連携ネットワークの構築
III 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援  (2) 消費者被害の未然防止  (3) 子どもの権利と安全対策	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定  ① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み ① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援  (2) 交通弱者の生活交通の確保  (3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改造支援  ① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進  ① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの構築	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進  (2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進  (3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 自助の推進  ① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進  ① 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施

## 重層的支援体制のイメージ

高齢、障がい、児童等の分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような重層的支援体制づくりを検討します。



相談者の属性、世代、相談内容に応じて、「包括的相談支援事業」として、町担当課、関係機関で相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもと支援できるようにします。

長期にわたり引きこもりの状態にある人等、自ら支援につなげる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援します。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「参加支援事業」により、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

地域づくりに向けた支援を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を作るほか、他事業との相乗効果で社会的孤立の発生、深刻化を防止します。

これらの事業が重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する重層的支援体制を構築していきます。

所管部会

障害者部会〔柴田正博部会長〕

計画名

第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画

計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

計画概要

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」（第6条）に規定される「障害者基本法」（第11条第3項）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（第88条）並びに「児童福祉法」（第33条の20）に基づき、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な方向及び国の定める障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた。

進行管理報告

## 1 早期発見及び早期支援

相談支援事業を行う民間事業所があらたに町内に開設され、身近な地域で専門的な相談支援を受けられる環境が充実した。

## 2 就労支援

就労選択支援事業（国福祉サービス）の創設に伴って、芽室町自立支援協議会において研修や管内の地域資源等情報共有の機会を設けた。

## 3 生活支援の充実

基幹相談支援センターを設置し、地域づくり（地域資源との連絡・連携、自立支援協議会の運営等）と個別相談対応を行った。

## 4 支援を広げるための施策の充実

障がいのある方との交流を深めるイベントで、社会福祉協議会が主催する「ふれあい広場」及び「ふれあい交流会」の開催を支援した。

部会開催経過

第1回部会 令和7年5月26日（月）18:30～19:10

芽室町基幹相談支援センターの紹介、第7期芽室町障がい者福祉計画、第3期芽室町障がい福祉計画の説明

第2回部会 令和8年3月31日（火）18:30～18:50

第7期芽室町障がい者福祉計画、第3期芽室町障がい福祉計画の進行管理

# 第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画

## 計画の体系

### 基本目標

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

### 基本施策

### 施策の方向

1 早期発見及び早期支援

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域支援の推進
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
- (4) 農福連携の拡充

3 生活支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策の充実

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

所管部会

子育て部会〔白銀孝志 部会長〕

計画名

第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画

計画期間

令和2年度～令和6年度（5か年）

計画概要

「第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」と「第5期芽室町総合計画」を前提とし、「芽室町子どもの権利に関する条例」に定める4つの権利を保障し、平成25年3月に策定した3計画（「芽室町保育基本計画」、「芽室町放課後子どもプラン」、「芽室町発達支援計画」）と、「芽室町地域子育て支援拠点事業実施方針」を包括し、現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、本町の総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点が反映された事業実施の基礎や目標を定めた。

進行管理報告

- 1 保育所の入所児童数は、共働き世帯が増えた傾向などから、特に低年齢児における保育需要が高まっており、推計事業量を実績値が上回る結果となった。
- 2 未就学児童数が減少する中で、保育需要は上昇傾向にあるが、各保育施設の協力のもと受け入れ体制を維持し、待機児童ゼロの継続となった。
- 3 令和6年度からこども家庭センターめむろんを設置し、子育て支援センターげんきを含めた2か所で、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を行った。
- 4 令和6年度、町内の児童通所支援事業所は全5か所となった。そのうち、1か所は重症心身障害児・者が通所する事業所であり、地域で専門的な支援が受けられる体制が整備された。

部会開催状況

第1回 令和8年3月18日（水）18:25～19:00  
第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画の進行管理、こども誰でも通園制度実施及び事業者認可等について

## 第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

### 第1章 計画の概要

- 1 計画の策定にあたって
  - (1) 計画の背景と目的
  - (2) 計画策定の経過
  - (3) 計画の位置づけ
  - (4) 支援計画の期間

### 第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

- 1 人口
  - (1) 人口の推移
  - (2) 出生数の推移
  - (3) 合計特殊出生率の推移
  - (4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移
- 2 幼稚園・保育所
  - (1) 幼稚園
  - (2) 保育所(園)
  - (3) 教育・保育施設の利用割合(未就学児)
- 3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設
  - (1) 放課後児童クラブ
  - (2) 児童館

### 第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

- 1 子ども・子育て支援事業の骨組み
- 2 新制度の事業体系
  - (1) 子どものための教育・保育給付
  - (2) 子育てのための施設等利用給付
  - (3) 地域子ども・子育て支援事業
  - (4) 保育の必要性の認定
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
  - (1) 推計の手順
- 4 教育・保育の区域設定
  - (1) 区域設定の基本的な考え方
  - (2) 施設・事業別区域設定一覧
- 5 教育・保育事業の実施計画
  - (1) 教育認定
  - (2) 保育認定
- 6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画
  - (1) 利用者支援事業
  - (2) 延長保育事業
  - (3) 実費徴収に係る補足給付事業
  - (4) 多様な主体の新制度への参入促進事業
  - (5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
  - (6) 子育て短期支援事業
  - (7) 乳児家庭全戸訪問事業

- (8) -1 養育支援事業
  - (8) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
  - (9) 妊婦健康診査
  - (10) 地域子育て支援拠点事業
  - (11) -1 一時預かり事業(幼稚園I)
  - (11) -2 一時預かり事業(一般型)
  - (12) 病児・病後児保育事業
  - (13) ファミリーサポートセンター事業
- 7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組
    - (1) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等との円滑な接続の推進
    - (2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上

### 第4章 芽室町子育て世代包括支援センター

- 1 子育て世代包括支援センターの背景
- 2 事業の現状
  - (1) 地域子育て支援拠点事業
  - (2) 利用者支援事業(基本型)
  - (3) 利用者支援事業(母子保健型)
- 3 課題と今後の展開
  - (1) 地域子育て拠点事業及び利用者支援事業(基本型)
  - (2) 利用者支援事業(母子保健型)
  - (3) 関係機関との連携

### 第5章 芽室町放課後子どもプラン

- 1 プラン策定の背景及び位置づけ
- 2 プランが目指すもの
- 3 プランの概要
- 4 町内小学校の現状と将来推計
- 5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の現状と将来推計
  - (1) 放課後児童クラブの現状
  - (2) 入所児童数の推移
  - (3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計
- 6 児童厚生施設(児童館)事業の現状と今後の取り組み
  - (1) 児童館の現状
  - (2) 児童館の今後の取り組み
  - (3) 地域における子育て支援の拠点としての取り組み
  - (4) 放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取り組み

## 第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

### 7 放課後子ども教室事業の実施と発展的展開

- (1) 全児童対策の経過と今後の取り組み
- (2) 児童館における放課後子ども教室実施の具体的な方策
- (3) 放課後子ども教室の基本的方針と具体的な方策
- (4) 連携による事業の推進体制

### 8 放課後児童クラブの継続実施

- (1) 放課後児童クラブの基本的方針
- (2) 施設・受け皿の確保
- (3) 職員の配置・質の確保
- (4) 開所時間の延長に係る取り組み
- (5) 利用者・地域住民への事業内容周知

### 9 特別な配慮が必要な児童への対応

- (1) 療育の視点での取り組み
- (2) 虐待予防・早期発見の視点での取り組み

### 10 放課後の安全・安心な居場所の確保

## 第6章 芽室町発達支援システム

### 1 発達支援施策の背景

### 2 「芽室町発達支援システム」とは

### 3 計画の概要

- (1) 発達支援施策のイメージ
- (2) 重点とするもの

### 4 カテゴリ別における施策内容

- (1) 早期発見
- (2) 一貫性と継続性のある支援の構築
- (3) 保護者支援
- (4) 特別支援教育
- (5) 就労に向けた支援
- (6) その他の取り組み

## 第7章 関連施策の展開

### 1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 要保護児童対策協議会を中核とした連携体制
- (2) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員の専門性強化
- (3) 虐待発生予防の強化
- (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

### 2 子どもの権利委員会の推進

- (1) 子どもの権利委員会
- (2) 「子どもの権利」についての啓発活動

### 3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭等の相談支援
- (2) ひとり親家庭への医療費助成の実施
- (3) ひとり親家庭等への保育料軽減

### 4 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費給付事業の助成
- (2) 第3の子どもの居場所づくり(風の子めむろ)の推進

### 5 保育環境の充実

- (1) 保育ニーズの多様化と保育の確保
- (2) 待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実
- (3) 健康の推進
- (4) 障がい児保育の実施
- (5) 十勝定住自立圏における広域入所の機能強化
- (6) 食育の推進
- (7) 危機管理体制の強化
- (8) 小学校との連携推進

### 6 仕事と子育ての両立支援

- (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (2) 父親の子育て参加意識の向上
- (3) 仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ
- (4) 子育て世帯の移住・定住の促進